

(2) 国立・国定公園の自然環境・景観の特性を踏まえた基本的な取扱い・ゾーニングの考え方

国立・国定公園内の自然環境・景観特性を踏まえた取扱

国立・国定公園
とは？

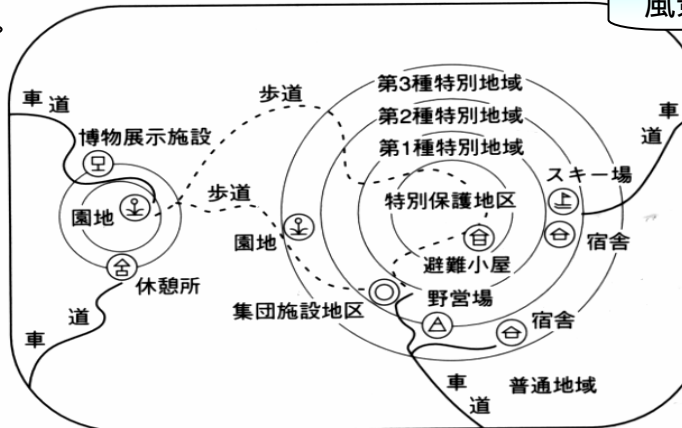
わが国を代表する
すぐれた
自然の風景地

農林漁業と努めて調整

原生的状態を保持



風景の保護を図る



●公園計画模式図

特別地域内の行為に関する許可の基準の事例（概要）

地種区分	木竹の伐採	一般の建築物	その他の工作物
特別保護地区	不可 (公益性等が認められる場合を除く)	不可 (学術研究など公益上必要(公益性)、かつ、その場所でなければ目的が達成できない(必然性)場合を除く)	不可 (公益性、必然性が認められる場合を除く)
第1種特別地域	単木択伐法 現在蓄積の10%以下 標準伐期齢より10年以上等		
第2種特別地域	標準伐期齢以上 択伐の場合は現在蓄積の30%以下 皆伐の場合は1伐区の面積が2ha以内等	<u>主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない</u> <u>山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない</u> 屋根・壁面の色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 土地勾配:30%以下 公園事業道路等の路肩から20m、それ以外の道路から5m以上離れている 敷地境界線から5m以上離れている <u>高さ13m以下</u> 建築面積:2000m ² 以下等	<u>主要な展望地から展望する場合の著しい妨げにならない</u> <u>山稜線を分断する等眺望の対象に著しい支障を及ぼさない</u> 色彩や形態が風致景観と著しく不調和でない 公園事業道路等の路肩から20m以上離れているか、又は公益上必要であること、農林漁業上必要、建築物の敷地内等に該当
第3種特別地域	風致景観に著しい支障を及ぼす場合以外は制限なし		
海中公園地区		不可 (公益性・必然性が認められる場合を除く)	不可 (公益性・必然性が認められる場合を除く)

特保、1特等核心的地域においては厳正な保護
その他の地域においては…

景観上の支障が少ない場合に限って許容(樹木等により隠蔽可能な場合、目立たない場合など)
なお、大規模な工作物については、公益性が高く、極めて限定された場合にのみ許可事例あり
地域の生産活動の場であり、自然景観の構成要素でもある農林漁業については特記して調整

保全上重要な地域の特定・配慮
(景観・生態系・野生生物・・・)

野生生物の重要な生息地・生育地??

(例)

優れた自然植生

国設鳥獣保護区

ラムサール条約登録湿地

種の保存法に基づく国内希少

野生動植物種の重要な生息地

シギ・チドリ類重要渡来地

・・・等